

法令等の改正

1 補償基礎額等の改正について（令和2年4月1日施行）

今般、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正されました。

（1）補償基礎額の改正について

今回の改正は、最近における社会経済情勢に鑑み、消防団員の処遇の改善を図る観点から改正されたものです。

ア 消防団員・水防団員

最高額 14,200 円（据置き）

最低額 8,800 円 ⇒ 8,900 円

（単位：円）

階 級		勤 務 年 数		
		10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長 副団長	改正後	12,440	13,320	14,200
	改正前	12,400	13,300	14,200
分団長 副分団長	改正後	10,670	11,550	12,440
	改正前	10,600	11,500	12,400
部長・班長 団員	改正後	8,900	9,790	10,670
	改正前	8,800	9,700	10,600

イ 民間協力者（消防作業従事者・救急業務協力者・水防従事者及び応急措置従事者）

最高額 14,200 円（据置き）

最低額 8,800 円 ⇒ 8,900 円

（2）障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の改正について

改正の概要は次のとおりです。

民法第404条（法定利率）が改正されたことに伴い、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金に係る利率が改正されたものです。

2 介護補償の支給月額の改正について（令和2年4月1日施行）

今般、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成18年総務省告示第503号）の一部が改正されました。

今回の改正は、労働者災害補償保険制度の介護補償の支給月額の改定に合わせ、介護補償の支給月額が次のとおり改正されたものです。

（単位：円）

区 分		支給月額	
		改正後	改正前
介護に要する費用として支出された額が最低補償月額を超える場合の限度額（他人介護）	常時介護	166,950	165,150
	随時介護	83,480	82,580
最低補償月額（親族介護）	常時介護	72,990	70,790
	随時介護	36,500	35,400